

兵ト発第 74 号

公告第 615 号

公 告

兵庫トヨタ自動車健康保険組合の一般保険料率を1000分の100.00から1000分の104.00に変更し、令和7年3月1日から施行する。ただし、任意継続被保険者については令和7年4月分保険料からとする。

保険料率		変 更 前	変 更 後
負担割合	事業主	52.260/1,000	54.260/1,000
	被保険者	47.740/1,000	49.740/1,000
	合計	100.000/1,000	104.000/1,000
実施年月日		令和7年3月1日	

令和7年3月1日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合
理 事 長 瀧 川 高 章